

証券コード 5217
平成28年 6 月 6 日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿五丁目1番14号

テクノオーツ株式会社

取締役社長 根 生 辰 男

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたびの熊本地震により被害を受けられた地域の皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月20日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、当日は株主懇談会の開催を株主総会終了後に予定しておりますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月21日（火曜日）午前11時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館2階
ベルサール西新宿 Room 1
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第40期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第8号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください  
ますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が  
生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させてい  
ただきます。

(アドレス <http://www.techno-q.com>)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### I. 経営成績に関する分析

#### 1. 当期の経営成績

当連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)におけるわが国経済は、好調な企業業績を背景に設備投資が緩やかに回復しているものの、鉱工業生産における新興国の生産減速や在庫調整に伴って、足踏み状態が続いています。

当社グループが属する半導体業界におきましては、PC需要の低迷やタブレットの急減速、スマートフォンの成長鈍化により伸び悩みました。

このような環境の中、当社グループの半導体製造プロセスの前工程で使われる消耗品(石英・シリコン製品)につきましては、国内市場は事業再編が一段落し、一部顧客においては受注・売上高ともに前年比で大幅な増加となりました。また、新規開発アイテムである露光装置用部品も売上高に寄与するまでに成長しました。

一方、海外市場では、第1四半期が好調を維持したものの、第2四半期から第3四半期ではアジア地域を中心に投資が小規模となり受注・売上高が昨年を下回りました。しかし、第4四半期に入り設備投資が再開されて受注が増加することとなりました。

損益面につきましては、売上高の増加となりましたが、為替等の影響により前連結会計年度比で減益となりました。

以上の結果、売上高は5,478百万円(前連結会計年度比5.8%増)、営業利益は181百万円(同16.6%減)、経常利益は208百万円(同20.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は177百万円(同33.2%増)となりました。

セグメント別の受注高等は次のとおりであります。

当連結会計年度における半導体事業の受注高は5,541百万円(前年同期比8.2%増)となり、受注残高は1,507百万円(同18.9%増)となりました。その他の事業の受注高は174百万円(同21.7%減)となり、受注残高は24百万円(同6.9%減)となりました。

当連結会計年度の売上高は石英製品が3,986百万円(前年同期比2.1%減)、シリコン製品が1,315百万円(同47.6%増)となり、半導体事業全体では5,302百万円(同6.8%増)となりました。セル、テドラーなどの理化学機器が64百万円(同6.0%増)、理化学機器以外のその他製品が111百万円(同27.5%減)となり、その他の事業全体では176百万円(同27.5%減)となりました。

損益面では、当連結会計年度における半導体事業の売上総利益は1,314百万円(前年同期比7.0%減)、その他の事業では5百万円の損失(前年同期は13百万円の損失)となりました。

○セグメント別販売実績は次のとおりであります。

| 区 分       | 販 売 実 績 | 構 成 比 |
|-----------|---------|-------|
|           | 百万円     | %     |
| 半 導 体 関 連 | 5,302   | 96.8  |
| そ の 他     | 176     | 3.2   |
| 合 計       | 5,478   | 100.0 |

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、理化学機器等の製造・販売等を含んでおります。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は513百万円であります。その主なものは、旧型設備の買換え及び機械装置の新規購入であります。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資、社債発行及び巨額の借入等による重要な資金調達は行っておりません。

## 4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特に記載すべき事項はございません。

## 5. 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はございません。

## 6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はございません。

## 7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

特に記載すべき事項はございません。

## 8. 対処すべき課題

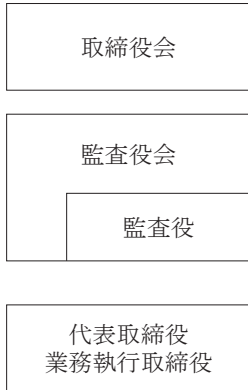
半導体関連業界は、これまで世界的な規模で成長を牽引してきたスマートフォンは中・低価格品がインド等新興国市場での成長が継続し、ウェアラブル端末や医療機器及び自動車産業、ロボティクスなど将来性豊かな市場への拡大等、今後とも成長が続くものと予想されます。

また、国内半導体メーカーは一時の混乱を乗り越え、設備投資の再開による増産体制の確立等成長軌道に転換し始めました。海外大手半導体メーカーは引き続き微細化を含めた設備投資計画を発表しています。このような半導体市場の急激かつ構造的な変化の中、当社グループの成長戦略を下記に示します。

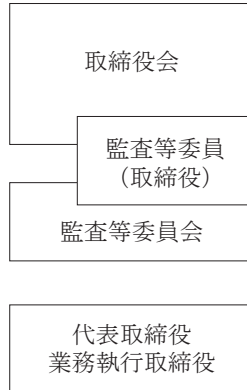
- ・ 国際化促進と市場ボーダーレス化への対応の為、中国・韓国・台湾を中心にアジアへの展開を強化し、更なる事業拡大を図ります。
- ・ 急速に進んでいる半導体の微細化に対応する為、早急に加工技術の開発推進及び設備の充実を図ります。
- ・ 製品開発部を中心として既存分野のシェアアップにとどまらず、技術革新により新規分野（低反射ステージ露光装置部品、パワー半導体等）への参入を図り、安定的経営を目指します。
- ・ 超精密加工技術（メディカル等）、拡散接合技術等の技術を高度化し、当社独自のコア・コンピタンスを創出することで技術革新を図り、他社との差別化を図ります。
- ・ リードタイムの短縮、品質の向上、コストダウン等の徹底したゼロベースでの生産革新により、製造原価の低減に努めます。
- ・ 中国子会社及び国内工場の生産設備の見直しにより生産能力の向上を図ります。これにより全体の生産能力向上はもとより、災害時における緊急な生産相互補充能力を強化します。

なお、当社は委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会の設置により、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化とコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることで、より透明性の高い経営の実現を目指します。現在の当社体制（監査役会設置会社）と、平成28年6月21日に移行予定の当社新体制（監査等委員会設置会社）の比較は次のとおりです。

現在の当社体制  
(監査役会設置会社)



今後の当社体制  
(監査等委員会設置会社)



株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも相変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 9. 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                      | 第37期     | 第38期     | 第39期     | 第40期(当期) |
|--------------------------|----------|----------|----------|----------|
|                          | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 | 平成27年3月期 | 平成28年3月期 |
| 売上高(百万円)                 | 4,604    | 6,114    | 5,177    | 5,478    |
| 経常利益(百万円)                | 510      | 742      | 263      | 208      |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(百万円) | 275      | 438      | 132      | 177      |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 35.56    | 56.59    | 17.16    | 22.88    |
| 総資産(百万円)                 | 7,754    | 9,330    | 8,766    | 8,607    |
| 純資産(百万円)                 | 5,662    | 6,468    | 6,795    | 6,790    |
| 1株当たり純資産(円)              | 731.58   | 835.64   | 877.96   | 877.48   |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

### ②当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分           | 第37期     | 第38期     | 第39期     | 第40期(当期) |
|---------------|----------|----------|----------|----------|
|               | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 | 平成27年3月期 | 平成28年3月期 |
| 売上高(百万円)      | 4,589    | 6,037    | 5,052    | 5,306    |
| 経常利益(百万円)     | 435      | 790      | 265      | 220      |
| 当期純利益(百万円)    | 243      | 452      | 135      | 210      |
| 1株当たり当期純利益(円) | 31.49    | 58.52    | 17.53    | 27.25    |
| 総資産(百万円)      | 7,780    | 8,901    | 8,221    | 8,094    |
| 純資産(百万円)      | 5,616    | 6,016    | 6,105    | 6,244    |
| 1株当たり純資産(円)   | 725.59   | 777.26   | 788.81   | 807.02   |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。



## 10. 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

ジーエルサイエンス株式会社は当社の株式5,084,000株（議決権比率65.71%）を所有する親会社であり、同社は精密理化学機器及び科学研究用機器並びに同機器消耗品等の製造及び販売を行っております。

また、同社との間に理化学機器関連について取引があります。

同社の第49期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の連結売上高は18,499百万円（前連結会計年度比2.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は773百万円（同22.3%増）となっております。

### ②重要な子会社の状況

| 会社名                        | 資本金               | 議決権比率    | 主要な事業内容                   |
|----------------------------|-------------------|----------|---------------------------|
| 杭州泰谷諾石英有限公司                | 千<br>US \$ 14,100 | %<br>100 | 半導体製造装置用石英製品・シリコン製品の加工製造  |
| GL TECHNO<br>America, Inc. | 千<br>US \$ 100    | %<br>100 | 半導体製造装置用部品その他の製造販売及び輸出入業務 |

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

### ③企業結合の成果

特に記載すべき事項はございません。

## 11. 主要な事業内容

当社グループは、石英ガラスの加工技術を基に、半導体製造装置用の石英治具及び理化学機器、シリコン加工、産業用加熱機器の製造、販売を主力事業としております。

## 12. 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

### ①テクノクオーツ株式会社

本 社 東京都新宿区西新宿五丁目1番14号

工 場 蔵王工場（山形県山形市）

蔵王南工場（山形県山形市）

主な営業所 東京営業所（東京都新宿区） 東北営業所（山形県山形市）

関西営業所（京都府京田辺市） 九州営業所（熊本県熊本市）

北陸営業所（富山県富山市）

### ②杭州泰谷諾石英有限公司

本社及び工場 中国浙江省杭州市

### ③GL TECHNO America, Inc.

本 社 米国カリフォルニア州

## 13. 従業員の状況

### ①企業集団の従業員の状況（平成28年3月31日現在）

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 346名 | 14名増        |

（注）上記従業員数には、臨時従業員（25名）は含んでおりません。

### ②当社の従業員の状況（平成28年3月31日現在）

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 167名 | 2名増       | 38.8歳 | 13.5年  |

（注）上記従業員数には、臨時従業員（25名）は含んでおりません。

## 14. 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

| 借入先           | 借入額    |
|---------------|--------|
| 株式会社山形銀行      | 176百万円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 76百万円  |

## II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 31,200,000 株
2. 発行済株式の総数 7,738,097 株（自己株式61,903株を除く）
3. 株主数 1,836 名
4. 大株主

| 株 主 名         | 持 株 数     | 持株比率  |
|---------------|-----------|-------|
|               | 株         | %     |
| ジーエルサイエンス株式会社 | 5,084,000 | 65.70 |
| テクノクオーツ従業員持株会 | 171,000   | 2.21  |
| 株式会社山形銀行      | 100,000   | 1.29  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 80,000    | 1.03  |
| 株式会社山口銀行      | 40,000    | 0.52  |
| 株式会社テセック      | 35,000    | 0.45  |
| 大 室 越         | 26,000    | 0.34  |
| 根 生 辰 男       | 21,000    | 0.27  |
| 田 中 昭 夫       | 20,000    | 0.26  |
| 森 禮 子         | 20,000    | 0.26  |

(注) 持株比率は自己株式(61,903株)を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項  
特に記載すべき事項はございません。

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位       | 氏 名       | 担当、主な職業及び重要な兼職の状況                            |
|-----------|-----------|----------------------------------------------|
| 取 締 役 会 長 | 外 丸 勝 彦   | 杭州泰谷諾石英有限公司董事                                |
| 取 締 役 社 長 | 根 生 辰 男   | 杭州泰谷諾石英有限公司董事長                               |
| 取 締 役     | 小 野 文 男   | 管理本部長<br>兼経営企画室長<br>兼品質保証部長<br>杭州泰谷諾石英有限公司董事 |
| 取 締 役     | 高 橋 寛     | 営業本部長<br>杭州泰谷諾石英有限公司董事                       |
| 取 締 役     | 小 針 誠     | 生産本部長<br>兼杭州泰谷諾石英有限公司担当<br>杭州泰谷諾石英有限公司董事     |
| 取 締 役     | 東 條 弘 明   |                                              |
| 常 勤 監 査 役 | 丸 田 博 司   | 杭州泰谷諾石英有限公司監事                                |
| 監 査 役     | 佐 藤 文 一 郎 |                                              |
| 監 査 役     | 櫛 引 昭 三   |                                              |

- (注) 1. 取締役東條弘明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役東條弘明氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 常勤監査役丸田博司及び監査役佐藤文一郎、監査役櫛引昭三の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、丸田博司及び佐藤文一郎の両氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 常勤監査役丸田博司氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社と社外取締役並びに社外監査役3名は、法令に定める額を限度とし賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。
6. 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、平成28年6月21日開催の第40回定時株主総会において監査等委員会設置会社に移行する予定であり、その結果、社外監査役3名が社外取締役に就任する予定であります。なお、監査等委員については常勤者の設置は義務付けられておりませんが、監査・監督の実効性及び内部監査部門とも連携をより高め、さらに業務執行取締役とのコミュニケーション向上等を図るため常勤監査等委員を設置する予定であります。

## 2. 取締役及び監査役の報酬等の額

|                  | 支給人員        | 支払額                     |
|------------------|-------------|-------------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>( 1名) | 64,822千円<br>( 4,452千円)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>( 3名) | 11,882千円<br>( 11,882千円) |
| 合計               | 8名          | 76,704千円                |

- (注) 1. 上記支払額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額6,104千円（取締役5,622千円、監査役482千円）が含まれております。
2. 上記支給人員のほか、無報酬の取締役が1名おります。
3. 取締役及び監査役の報酬限度額は、取締役が平成11年6月11日開催の第23回定時株主総会において年額110,000千円以内、監査役が平成20年6月20日開催の第32回定時株主総会において年額15,000千円以内と決議いただいております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### ①重要な兼職先と当社との関係

特に記載すべき事項はございません。

#### ②当事業年度における主な活動状況

##### 1) 取締役会及び監査役会への出席状況

|               | 取締役会（22回開催） |       | 監査役会（14回開催） |       |
|---------------|-------------|-------|-------------|-------|
|               | 出席回数        | 出席率   | 出席回数        | 出席率   |
| 取締役 東 條 弘 明   | 22 回        | 100 % | —           | —     |
| 監査役 丸 田 博 司   | 22 回        | 100 % | 14 回        | 100 % |
| 監査役 佐 藤 文 一 郎 | 22 回        | 100 % | 14 回        | 100 % |
| 監査役 櫛 引 昭 三   | 22 回        | 100 % | 14 回        | 100 % |

##### 2) 取締役会及び監査役会における発言内容

取締役東條弘明氏並びに監査役丸田博司、佐藤文一郎、櫛引昭三の3氏は、豊富な経験を活かし、企業経営に対する客観的・中立的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役会においては、各監査役による監査の実施状況及び結果についての報告・協議を行うほか、取締役・執行役員から職務の執行について説明や報告を受けております。

#### IV. 会計監査人の状況

##### 1. 会計監査人の名称

名称 監査法人A&Aパートナーズ

##### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                          | 支払額      |
|------------------------------------------|----------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                     | 18,000千円 |
| ②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 18,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の支払額にはそれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

##### 3. 非監査業務の内容

特に記載すべき事項はございません。

##### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### 5. 責任限定契約の内容の概要

特に記載すべき事項はございません。

## V. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」並びに金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制に関する体制」を整備することについて、以下のとおり取締役会において決議しております。

当社は、内部統制のさらなる強化に向けた整備と運用を引き続き進めてまいります。

### 1. 業務の適正を確保するための体制

①当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、「創立の根本精神及経営理念」において「経営者は私欲に負けない」と謳っているように、取締役及び使用人に対し、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員に求められる高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動することを求めている。
- 2) 取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努める。
- 3) 内部監査担当による監査と監査役による監査を充実させ、内部統制システムの有効性を確保し、課題の早期発見と是正に努める。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる情報については、法令及び社内規程に基づき、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧、謄写できるものとする。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の企業としてのリスクに対応するため、リスク毎に管理・対応部門を決定し適切な処置を行う。また、必要に応じてリスク管理の観点から規程類の整備を行う。

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。



- ④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社は、定例取締役会を月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催する。
  - 2) 取締役は、取締役会規則等の職務権限・意思決定に関する規程に基づき、適正かつ効率的に担当する職務の執行を行う。
  - 3) 取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この目標達成に向けて、迅速な意思決定ができるよう、IT技術を活用した情報システムを構築し、効率的な業務執行体制を確保する。
- ⑤当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 当社は、「創立の根本精神及経営理念」のなかで、取締役及び使用人に対し、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員に求められる高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動することを求めている。
  - 2) 取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努める。
  - 3) 企業理念、企業行動規範、企業倫理規程等、コンプライアンス体制にかかる規程を役職員が遵守し、自ら定めた高い倫理観を持続しながら企業活動を行うためのコンプライアンス教育・啓発を行う。
  - 4) 内部監査担当による監査と監査役による監査を充実させ、内部統制システムの有効性を確保し、課題の早期発見と是正に努める。
  - 5) 法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正、通報者の保護を図る。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。
- ⑥当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社グループの企業は経営理念を共有しており、取締役及び使用人に対し、当社同様高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動するよう求めている。
  - 2) 子会社の経営については、子会社の独立性を尊重しつつ関係会社管理規程に基づき適切な管理を行う。子会社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、本社はこれらを推進し運営管理する。
  - 3) 内部監査部門は、当社グループの企業活動が適法・適正かつ効率的に行われるよう、グループ企業全社について業務の遂行状況及び内部統制の状況について監査する。
  - 4) 監査役は、連結経営に対応したグループ全体の監視、監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査担当と密接に連携する。

- ⑦監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
内部監査部門に所属する使用人は、監査役が求めたときは、その指揮命令のもとに監査役の職務の補助を行う。
- ⑧前号の使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項
- 1) 監査役は、取締役の職務執行を監督し、取締役の職務執行に必要と認めるときは、取締役の職務執行を停止し、取締役の職務執行を再開させることができる。
  - 2) 内部監査担当の人事、組織の変更等については予め監査役会の同意を必要とする。
- ⑨当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況について報告を行う。
  - 2) 取締役及び使用人は、当社グループの事業、組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容については遅滞なく監査役会に報告する。
  - 3) 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告する。
  - 4) 取締役及び使用人は、監査役が事業に関する報告を求めた場合または監査役が業務及び財産の状況を調査する場合、迅速かつ的確に対応し、監査役に協力する。
  - 5) 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役会と監査役会との協議により決定する方法による。
- ⑩監査役会及び監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制  
監査役会及び監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことをいっさい禁止する。
- ⑪監査役は、監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用（監査役会の職務の執行に関するものに限る。）については監査の実効性を担保するべく予算を措置する。また、前払等の請求がなされた場合は担当部署において審議の上、速やかに当該費用または債務を処理する。

- 2) 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、会社運営に関する意見交換及び意思の疎通を図る。また、経営計画会議など業務の適正を確保する上で重要な会議への監査役の出席を確保する。
- 3) 監査役会は、監査部の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- 4) 監査役は、独自に意見形成するため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他アドバイザー等の外部専門家との連携を行うことができる。

#### ⑫反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社グループの取締役および従業員は、「ジーエルサイエンスグループ企業行動指針」および「コンプライアンス規程」を徹底し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係を遮断する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）においては、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ①主な会議の開催状況として、取締役会は22回（定例12回、臨時10回）開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席しております。その他、監査役会は14回（定例13回、臨時1回）、経営計画会議は1回、経営会議は12回、コンプライアンス委員会は研修会を含め2回開催いたしました。
- ②監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の緊密な連携を図っております。
- ③内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査及びフォローアップ監査を実施いたしました。

## 3. 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に関する体制

当社グループは、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制を整備し適切に運用する。

#### 4. 株式会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はございません。

~~~~~  
以上の報告は、次により記載しております。

1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨て、1株当たりの数値及びその他の数値については四捨五入により表示しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び各比率は、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位までを表示しております。
3. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	4,853,982	流 動 負 債	1,510,440
現金及び預金	1,574,733	支払手形及び買掛金	362,683
受取手形及び売掛金	1,644,792	短期借入金	722,052
製 品	215,633	リ ー ス 債 務	21,513
仕 掛 品	393,026	未 払 法 人 税 等	68,437
原材料及び貯蔵品	840,848	賞 与 引 当 金	80,423
繰延税金資産	51,989	そ の 他	255,330
そ の 他	134,583	固 定 負 債	307,022
貸倒引当金	△1,624	長期借入金	155,007
固 定 資 産	3,753,524	リ ー ス 債 務	38,945
有 形 固 定 資 産	3,449,757	繰延税金負債	1,865
建物及び構築物	1,079,700	退職給付に係る負債	83,014
機械装置及び運搬具	1,203,978	役員退職慰労引当金	27,267
土 地	985,336	資産除去債務	922
リ ー ス 資 産	56,779	負 債 合 計	1,817,462
建設仮勘定	69,453	純 資 産 の 部	
そ の 他	54,509	株 主 資 本	6,216,312
無 形 固 定 資 産	55,342	資 本 金	829,350
投 資 そ の 他 の 資 産	248,424	資 本 剰 余 金	1,015,260
投資有価証券	121,141	利 益 剰 余 金	4,405,360
長期貸付金	6,575	自 己 株 式	△33,659
そ の 他	121,841	その他の包括利益累計額	573,731
貸倒引当金	△1,132	その他有価証券評価差額金	8,285
		為替換算調整勘定	565,446
		純 資 産 合 計	6,790,044
資 産 合 計	8,607,507	負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,607,507

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		5,478,070
売 上 原 価		4,168,974
売 上 総 利 益		1,309,096
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,127,296
営 業 利 益		181,799
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	777	
受 取 配 当 金	2,355	
為 替 差 益	22,083	
そ の 他	14,160	39,376
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,474	
そ の 他	2,153	12,628
経 常 利 益		208,547
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	12,120	12,120
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	193	
固 定 資 産 除 却 損	3,974	4,167
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		216,500
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	88,151	
過 年 度 法 人 税 等	△38,347	
法 人 税 等 調 整 額	△10,354	39,450
当 期 純 利 益		177,050
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		177,050

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	829,350	1,015,260	4,267,011	△32,608	6,079,014
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	—	—	△38,701	—	△38,701
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	177,050	—	177,050
自己株式の取得	—	—	—	△1,051	△1,051
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	138,349	△1,051	137,297
当 期 末 残 高	829,350	1,015,260	4,405,360	△33,659	6,216,312

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	40,260	676,360	716,620	6,795,634
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	—	—	—	△38,701
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	177,050
自己株式の取得	—	—	—	△1,051
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△31,975	△110,913	△142,888	△142,888
当 期 変 動 額 合 計	△31,975	△110,913	△142,888	△5,590
当 期 末 残 高	8,285	565,446	573,731	6,790,044

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 杭州泰谷諾石英有限公司
G L T E C H N O A m e r i c a , I n c .

2. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社決算日

杭州泰谷諾石英有限公司 12月31日

G L T E C H N O A m e r i c a , I n c . 3月31日

連結子会社である杭州泰谷諾石英有限公司は、連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

②たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

イ 製品・仕掛品……個別法（ただし、仕掛原材料は移動平均法）

ロ 原材料・貯蔵品……移動平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を、また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

ただし、当社は平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率によっており、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、将来支給見込額のうち当連結会計年度の費用負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金……………当社は、役員（執行役員を含む）の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

(連結貸借対照表関係)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,097,250千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額54,412千円を含んでおります。

(2) 担保に供している資産

建物及び構築物	881,855千円
土地	948,862千円
計	1,830,718千円

担保資産に対応する債務

短期借入金	149,976千円
長期借入金	26,126千円
計	176,102千円

(3) 過年度に取得した土地のうち国庫補助金等による圧縮記帳額は300,000千円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 7,800,000株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 6月19日 定時株主総会	普通株式	38,701	利益剰余金	5	平成27年 3月31日	平成27年 6月22日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年 6月21日 定時株主総会	普通株式	38,690	利益剰余金	5	平成28年 3月31日	平成28年 6月22日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等としており、また、資金調達については金融機関からの借入を基本としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金には、顧客の信用リスクがあります。当該リスクに関しては、取引先与信限度設定管理規程に従い、与信限度額を定め、期日、残高を定期的に管理しております。また、顧客との取引の状況に応じては、適宜、限度額の見直しを行う体制を採っております。

投資有価証券は主に株式であり、市場価格の変動リスクがありますが、業務上の関係を有する会社の株式であり、時価を定期的に把握し有価証券管理規程に則り適正に管理・評価しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は1年以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。長期借入金は営業取引及び設備投資に係る資金調達であります。変動金利での借入金は金利変動リスクを伴うため、長期借入金については固定金利での調達を基本としております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,574,733	1,574,733	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,644,792	1,644,792	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	121,141	121,141	—
(4) 支払手形及び買掛金※	(362,683)	(362,683)	—
(5) 短期借入金※	(722,052)	(722,052)	—
(6) 長期借入金※	(155,007)	(155,876)	869

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券（その他有価証券）

これらの時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(4) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

区 分	1 年内 (千円)	1 年超 5 年内 (千円)	5 年超 10 年内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	1,573,000	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,644,792	—	—	—
合 計	3,217,793	—	—	—

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

区 分	1年超 2年内 (千円)	2年超 3年内 (千円)	3年超 4年内 (千円)	4年超 5年内 (千円)
長期借入金	115,852	39,155	—	—

(1株当たり情報)

- 1株当たり純資産額 877円48銭
- 1株当たり当期純利益 22円88銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	3,736,633	流 動 負 債	1,543,857
現金及び預金	1,149,401	支払手形	161,470
受取手形	53,236	買掛金	250,580
売掛金	1,501,475	短期借入金	533,240
製品	251,661	1年内返済予定の長期借入金	188,812
仕掛品	308,962	リース債務	21,513
原材料及び貯蔵品	279,497	未払金	90,579
前渡金	16,769	未払費用	148,879
未収入金	106,687	未払法人税等	63,220
繰延税金資産	42,982	預り金	4,695
その他	27,620	賞与引当金	80,423
貸倒引当金	△1,661	その他	443
固 定 資 産	4,357,766	固 定 負 債	305,727
有 形 固 定 資 産	2,555,387	長期借入金	155,007
建物	877,673	リース債務	38,945
構築物	5,120	繰延税金負債	570
機械装置	512,272	退職給付引当金	83,014
車両運搬具	66	役員退職慰労引当金	27,267
工具器具備品	48,685	資産除去債務	922
土地	985,336	負 債 合 計	1,849,584
リース資産	56,779	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	69,453	株 主 資 本	6,236,530
無 形 固 定 資 産	16,393	資本金	829,350
ソフトウェア	16,354	資本剰余金	1,015,260
その他	38	資本準備金	1,015,260
投 資 そ の 他 の 資 産	1,785,986	利 益 剰 余 金	4,425,579
投資有価証券	121,141	利益準備金	161,637
関係会社出資金	1,517,762	その他利益剰余金	4,263,941
従業員に対する長期貸付金	6,575	圧縮記帳積立金	7,676
関係会社長期貸付金	45,072	別途積立金	3,750,000
破産更生債権等	1,126	繰越利益剰余金	506,264
保険積立金	101,182	自 己 株 式	△33,659
その他	11,982	評価・換算差額等	8,285
貸倒引当金	△18,855	その他有価証券評価差額金	8,285
資 産 合 計	8,094,400	純 資 産 合 計	6,244,815
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,094,400

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		5,306,480
売 上 原 価		4,226,323
売 上 総 利 益		1,080,157
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		866,529
営 業 利 益		213,627
営 業 外 収 益		37,111
受 取 利 息	887	
受 取 配 当 金	20,459	
そ の 他	15,763	
営 業 外 費 用		30,279
支 払 利 息	10,468	
為 替 差 損	17,657	
そ の 他	2,153	
経 常 利 益		220,459
特 別 利 益		34,559
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	22,439	
受 取 保 険 金	12,120	
特 別 損 失		2,344
固 定 資 産 除 却 損	2,344	
税 引 前 当 期 純 利 益		252,675
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	82,602	
過 年 度 法 人 税 等	△38,347	
法 人 税 等 調 整 額	△2,488	41,766
当 期 純 利 益		210,909

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	829,350	1,015,260	1,015,260
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—
圧縮記帳積立金の積立	—	—	—
圧縮記帳積立金の取崩	—	—	—
税率変更による積立金の調整額	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	829,350	1,015,260	1,015,260

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
圧縮記帳積立金		別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	161,637	517	3,750,000	341,216
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△38,701
当 期 純 利 益	—	—	—	210,909
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—
圧縮記帳積立金の積立	—	8,144	—	△8,144
圧縮記帳積立金の取崩	—	△1,218	—	1,218
税率変更による積立金の調整額	—	232	—	△232
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	7,159	—	165,048
当 期 末 残 高	161,637	7,676	3,750,000	506,264

	株 主 資 本		
	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	千円 4,253,371	千円 △32,608	千円 6,065,374
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	△38,701	—	△38,701
当 期 純 利 益	210,909	—	210,909
自 己 株 式 の 取 得	—	△1,051	△1,051
圧縮記帳積立金の積立	—	—	—
圧縮記帳積立金の取崩	—	—	—
税率変更による積立金の調整額	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	172,207	△1,051	171,156
当 期 末 残 高	4,425,579	△33,659	6,236,530

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	千円 40,260	千円 40,260	千円 6,105,634
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	—	—	△38,701
当 期 純 利 益	—	—	210,909
自 己 株 式 の 取 得	—	—	△1,051
圧縮記帳積立金の積立	—	—	—
圧縮記帳積立金の取崩	—	—	—
税率変更による積立金の調整額	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△31,975	△31,975	△31,975
当 期 変 動 額 合 計	△31,975	△31,975	139,180
当 期 末 残 高	8,285	8,285	6,244,815

個 別 注 記 表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

①製品・仕掛品…個別法(ただし、仕掛原材料は移動平均法)

②原材料・貯蔵品…移動平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率によっており、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来支給見込額のうち当事業年度の費用負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (4) 役員退職慰労引当金 役員(執行役員を含む)の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権債務
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 60,595千円 |
| 短期金銭債務 | 151,219千円 |
2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,067,159千円
なお、減価償却累計額には減損損失累計額54,412千円を含んでおります。
3. 過年度に取得した土地のうち国庫補助金等による圧縮記帳額は300,000千円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。
4. 担保に供している資産
- | | |
|-----|-------------|
| 建物 | 876,735千円 |
| 構築物 | 5,120千円 |
| 土地 | 948,862千円 |
| 計 | 1,830,718千円 |

担保資産に対応する債務

短期借入金	110,000千円
1年内返済予定の長期借入金	39,976千円
長期借入金	26,126千円
計	176,102千円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

売	上	高		86,827千円											
仕	入	高		1,719,915千円											
材	料	有	償	支	給	高	△535,597千円								
営	業	取	引	以	外	の	取	引	高	受	取	利	息	572千円	
										技	術	指	導	料	2,820千円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	61,903株
------	---------

(税効果会計関係)

繰延税金資産の主な発生原因は、賞与引当金及びたな卸資産評価損等であり
ます。

また、繰延税金負債は、その他有価証券評価差額金等であります。

(関連当事者との取引)

子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子会社	杭州泰谷諾石英 有限公司	所有 直接100%	材料支給	有償支給 (注1)	535,597	未収入金	36,404
			製品及び 原材料購入	仕入 (注2)	1,719,906	買掛金	151,219

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)当社が購入した原材料を購入価格で支給しております。

(注2)市場実勢価格を勘案し、発注価格を決定しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額	807円02銭
2. 1株当たり当期純利益	27円25銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

テクノクオーツ株式会社
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指定社員 公認会計士 齊 藤 浩 司 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岡 賢 治 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、テクノクオーツ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テクノクオーツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

テクノオーツ株式会社
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指 定 社 員 公認会計士 齊 藤 浩 司 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 岡 賢 治 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テクノオーツ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査役報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、営業所及び工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び監査法人A&Aパートナーズから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

テクノクオーツ株式会社 監査役会

常勤監査役
(社外監査役) 丸 田 博 司 ㊞

社外監査役 佐 藤 文一郎 ㊞

社外監査役 櫛 引 昭 三 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する安定的利益還元を重要課題として認識しております。さらに、自己資本の充実と収益力向上のため、経営基盤の充実を図るとともに、中長期的な視野に立って配当水準の向上に積極的に取り組む方針であります。

このような方針のもと、剰余金の処分につきましては、当期の業績及び厳しい環境等を総合的に判断し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 5円

配当総額 38,690,485円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成28年6月22日

2. 剰余金処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略) (機関)	第1条～第3条 (現行どおり) (機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (削 除) (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人
第5条～第18条 (条文省略)	第5条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当社の取締役は、10名以内とする。	第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、8名以内とする。
2 <u>当社の社外取締役は、1名以上とする。</u>	2 <u>当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第20条 取締役は、取締役(監査等委員であるものを除く。)と監査等委員とを区別して株主総会の決議によって選任する。
2～3 (条文省略)	2～3 (現行どおり)
4 <u>補欠取締役の予選の効力は、決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第21条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第22条 (条文省略) (取締役会)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役および <u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>第24条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第22条 (現行どおり) (取締役会)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役に 対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役会の運営その他に関する事項については、<u>法令または定款に定めるもの</u> <u>他</u>、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>第24条 (現行どおり) (業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）と監査等委員とを区別して定める。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数) 第27条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法) 第28条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第30条 <u>監査役会は、その議決によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会) 第31条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の報酬等) 第32条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(補欠監査役) 第33条 <u>法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>2 <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第28条第2項の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会) 第28条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または定款に定めるものの他、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>4 <u>補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 (条文省略) (会計監査人の報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第38条～第41条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第29条～第30条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等)</p> <p>第31条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第32条～第35条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	ねおい たつお 根 生 辰 男 (昭和27年3月11日生)	昭和49年9月 ジーエルサイエンス㈱入社 平成14年4月 同社販売推進部部长 平成17年4月 同社執行役員販売推進部部长 平成19年6月 同社取締役生産部部长 平成19年11月 同社取締役生産部部长兼福島工場長 平成22年4月 同社取締役営業部部长 平成24年3月 同社取締役 平成24年3月 当社入社 顧問 平成24年6月 当社取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 杭州泰谷諾石英有限公司董事長	21,000株
2	たかはし ひろし 高 橋 寛 (昭和32年2月15日生)	平成16年1月 当社入社 平成17年5月 杭州泰谷諾石英有限公司生産部部长 平成20年1月 同社総経理 平成20年7月 当社生産本部製造管理部部长 平成22年5月 当社執行役員営業部部长 平成23年6月 当社取締役営業部部长 平成24年2月 当社取締役営業部部长兼生産本部副 本部長 平成26年6月 当社取締役営業部部长（現任） (重要な兼職の状況) 杭州泰谷諾石英有限公司董事	7,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	こぼり まこと 小 針 誠 (昭和26年11月9日生)	平成8年9月 当社入社 平成14年4月 当社生産本部部長 平成17年5月 杭州泰谷諾石英有限公司総経理 平成20年1月 当社執行役員生産本部生産管理部長 平成20年6月 同社執行役員杭州泰谷諾石英有限公司 総経理 平成23年11月 当社執行役員生産本部資材部長 平成24年2月 当社執行役員生産本部長兼杭州泰谷諾 石英有限公司担当 平成24年6月 当社取締役生産本部長兼杭州泰谷諾 石英有限公司担当 (現任) (重要な兼職の状況) 杭州泰谷諾石英有限公司董事	8,000株
4	※ きし しんじ 岸 慎二 (昭和30年9月25日生)	昭和54年4月 ㈱山形銀行入行 平成12年10月 同行久野本支店長 平成14年10月 同行みずほ支店長 平成17年7月 同行東京支店長 平成22年4月 同行山形駅前支店長 平成24年4月 (同行人事部詰休職出向) 当社管理本部総務部長 平成26年9月 ㈱山形銀行退職 平成27年4月 当社執行役員管理本部総務部長 (現任)	0株
5	とうじょう ひろあき 東 條 弘 明 (昭和21年1月21日生)	昭和39年4月 ㈱三菱銀行 (現㈱三菱東京UFJ銀行) 入行 平成3年1月 同行小金井支店長 平成5年7月 同行向島支店長 平成10年3月 千歳ビル管理㈱代表取締役 平成16年3月 千歳興産㈱・千歳ビル管理㈱・千歳総合 サービス㈱・関西千歳サービス㈱ ・千歳開発㈱・東里㈱各社の監査役 平成20年1月 千歳興産㈱顧問 平成20年6月 当社常勤監査役 平成26年6月 当社取締役 (現任)	2,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
6	※ やました しゅんいち 山下 俊 一 (昭和27年11月13日生)	昭和51年4月 ㈱三菱銀行(現 ㈱三菱東京UFJ銀行) 入行 平成17年6月 太平洋海運㈱常務取締役 平成22年6月 三菱UFJスタッフサービス㈱審議役 平成23年3月 ジーエルサイエンス㈱管理本部付顧問 平成24年7月 同社執行役員総務部長 平成25年6月 同社取締役管理本部長(現任)	0株

- (注) 1. ※の候補者は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 東條弘明氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 東條弘明氏は、銀行の支店経営及び当社及び他の株式会社の監査役を歴任され、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
5. 東條弘明氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、当社との間において、法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	まるた ひろし 丸田博司 (昭和27年9月14日生)	昭和50年4月 ㈱三菱銀行(現㈱三菱東京UFJ銀行) 入行 平成5年6月 同行みなとみらい支店長 平成7年5月 同行都立大学駅前支店長 平成11年7月 同行鶴見支店長 平成13年6月 同行新潟支社長 平成15年4月 エムティインシュアランスサービス㈱ 入社 平成18年7月 同社執行役員横浜支社長 平成21年2月 羽田コンクリート工業㈱入社 平成21年9月 同社専務取締役 平成25年9月 同社退職 平成26年6月 当社常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) 杭州泰谷諾石英有限公司監事	2,000株
2	さとう ぶんいちろう 佐藤文一郎 (昭和16年1月29日生)	昭和38年4月 ㈱山形銀行入行 平成5年10月 同行新庄支店長 平成9年6月 同行取締役新庄支店長 平成11年6月 同行取締役酒田支店長 平成16年6月 当社監査役(現任) 平成17年6月 ㈱山形銀行退社	5,000株
3	くしびき しょうぞう 榎引昭三 (昭和22年11月13日生)	昭和43年8月 ジーエルサイエンス㈱入社 平成16年4月 同社福島工場製造部部長 平成17年4月 同社執行役員製造部部長 平成18年4月 同社執行役員生産本部長 平成19年6月 同社執行役員福島工場長 平成19年11月 同社福島工場顧問 平成23年6月 当社監査役(現任) 平成23年11月 ジーエルサイエンス㈱退社	5,000株

- (注) 1. 丸田博司氏、佐藤文一郎氏及び櫛引昭三氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 丸田博司氏、佐藤文一郎氏及び櫛引昭三氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は丸田博司氏及び佐藤文一郎氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 丸田博司氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査・監督においてその職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお同氏は、平成26年6月から当社の社外監査役を務めており、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
4. 佐藤文一郎氏は、銀行の支店経営等豊富な経験と幅広い見識を基に監査・監督していただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお同氏は、平成16年6月から当社の社外監査役を務めており、本定時株主総会の終結の時をもって、12年となります。
5. 櫛引昭三氏は、親会社であるジーエルサイエンス株式会社の福島工場顧問としての豊富な経験を活かし、公正な監査・監督を実施していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお同氏は、平成23年6月から当社の社外監査役を務めており、本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。
6. 丸田博司氏、佐藤文一郎氏及び櫛引昭三氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、当社との間において、法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置は会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
なかしま じろう 中島次郎 (昭和25年10月3日生)	昭和58年8月 公認会計士登録 昭和58年8月 公認会計士中島次郎事務所開設(現任) 昭和59年11月 監査法人芹沢会計事務所(現仰星監査法人)社員 平成18年10月 仰星監査法人設立・代表社員 平成23年6月 仰星監査法人退任・退職 平成24年6月 ㈱牧野フライズ製作所監査役(現任) 平成25年9月 エス・イー・シーエレベーター㈱監査役(現任)	0株

- (注) 1. 中島次郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中島次郎氏は補欠の監査等委員候補者(社外取締役)であります。
3. 中島次郎氏を補欠の監査等委員候補者とした理由は、公認会計士としてその豊富な経験と専門的な視点からの監査・監督をしていただけるものと判断したためであります。
4. 中島次郎氏が監査等委員に就任した場合、当社定款に基づき、当社との間において、法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
5. 中島次郎氏が監査等委員に就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

第6号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成11年6月11日開催の第23回定時株主総会において年額110万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額110万円以内(うち社外取締役100万円以内)と定めることとさせていただきますと存じます。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員であるものを除く。)は6名(うち社外取締役1名)となります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額250万円以内（うち社外取締役150万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。第4号議案が原案どおり可決承認されますと、監査等委員である社外取締役は3名となります。

第8号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます小野文男氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その金額、時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

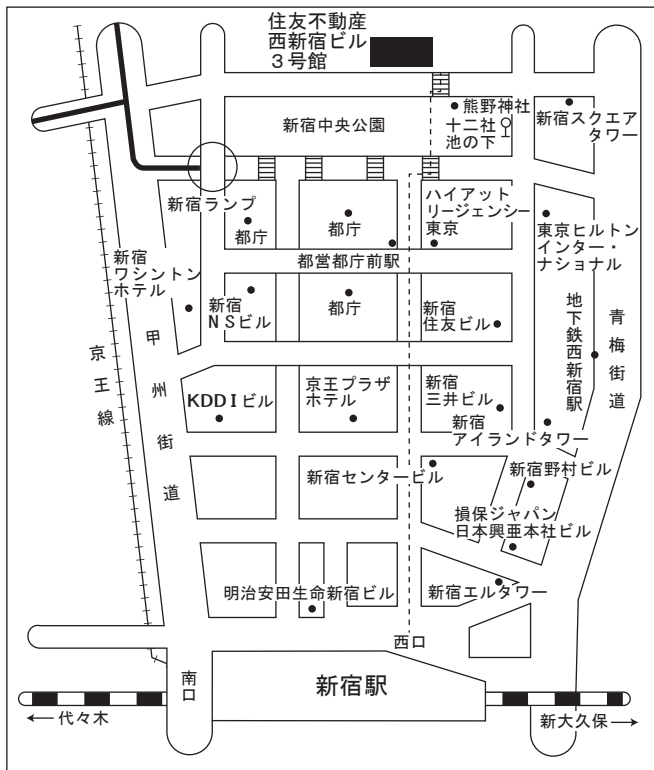
退任取締役の退職慰労金の対象期間における略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
おのふみお 小野文男	平成20年6月 当社取締役営業本部長 平成22年5月 当社取締役総務部長 平成22年6月 当社取締役管理本部長 現在に至る

以上

株主総会会場ご案内図

場 所：東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
 住友不動産西新宿ビル3号館2階
 ベルサール西新宿 Room 1
 電話 03 (3320) 2611



● 交通のご案内 ●

- | | |
|-------------------------|--------|
| 新宿駅 (JR・小田急・京王) | 徒歩約17分 |
| 西新宿駅 (東京メトロ丸ノ内線) | 徒歩約15分 |
| 都庁前駅 (都営大江戸線) | 徒歩約8分 |
| じゅうにそう
十二社池の下 (京王バス) | 徒歩約5分 |